

令和2年4月14日
スポーツ推進部

世田谷区立北烏山地区体育室の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

令和3年4月からの世田谷区立北烏山地区体育室の指定管理者候補者について、下記のとおり選定する。

1. 主旨

世田谷区立北烏山地区体育室の指定期間が令和3年3月で終了することから、平成31年3月までの指定管理者制度適用の効果等を検証し、世田谷区立地域体育館・地区体育室条例（以下「条例」という。）に基づき、令和3年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2. 指定管理者制度を適用する施設

- (1) 施設名 世田谷区立北烏山地区体育室
- (2) 所在地 世田谷区北烏山8丁目1番6号先（体育館、運動広場、ゲートボール場）、北烏山2丁目3番先（第2運動広場）

3. 指定期間

5年間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

4. 選定体制

(1) 選定委員会の設置

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会設置要綱に基づく選定委員会にて選定する。

(2) 選定委員会の所掌及び構成

現在の指定管理に係る評価、指定管理者候補者選定方法等を審議し、指定管理者の候補者を選定する。選定に係る経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、学識経験者を含む外部委員5名と、区職員2名とする。

5. 現在の指定管理の状況等

(1) 指定期間と指定管理者

5年間（平成28年4月1日～令和3年3月31日）

株式会社リバティヒル（現在の指定管理者名）

(2) 選定委員会による評価

選定委員会による現指定管理者の評価を実施した。

選定委員会では、総合的には良好に運営できているといった評価の一方で、安全面やサービス向上については一層の取り組みを求める指摘もあり、次年度の運営に向け改善指導を行うとともに、次期指定管理者選定にあたっては、公募要領や選定基準の設定にあたり今回の評価内容を反映させていく。

評価分類	評価結果説明
【個別評価】	
1. 施設の維持管理	年間を通して適切な施設の維持管理が出来ていると評価できる。なお、業務の再委託にあたっては、再委託業者と緊密な連携をとり適切な維持管理に努められたい。
2. 施設の運営	自主事業への取り組みの積極性や、利用者から高評価を得ている点、高齢者雇用については特に評価できる。今後、障害者雇用についても検討されたい。
3. 事故や緊急時等への対応	救命技能認定証の受講を義務付け、安全管理体制を整える等、緊急時の対応マニュアルが整備されており評価できる。 職員研修や事故防止について、一層の努力を期待する。
4. サービス向上の取り組み	施設の不具合等に臨機応変に対応し、利用しやすい環境整備に努めている。接遇等の研修の充実、利用者の声を改善につなぐなど、より一層のサービス向上につながる取り組みが望まれる。
5. 収支状況	予算の範囲内で適切な施設運営に取り組んでいることから、概ね良好であり、評価できる。
6. 改善の取り組み	区の点検や評価による指導、調整内容等について、適切な改善がなされており、評価できる。また、利用者から課題が提示された際は、区と協議のうえ、迅速な対応に努められたい。
【総合評価】	
<p>現指定管理者となった平成28年度から体育室利用者が増加している。一方、指定管理料については横ばいで推移していることから、収支面で適切に運営していると考えられる。また、自主事業の「北烏山スポーツまつり」では、近隣区民を含め多数の来場者が当該施設を訪れ、施設の認知度上昇に大いに貢献しており、運営面でも評価できる。加えて、施設の老朽化が進む中で、利用者サービス向上のために工夫と努力がなされている。今後、利用者アンケート等からの確にニーズを捉え、一層のサービス向上や利用者増に向けて取り組むことが望まれる。</p> <p>これらにより、現事業者の評価としては、良好に運営できていると判断する。</p> <p>次期管理運営事業者の選定にあたっては、公募により選定を行うことで、他事業者との競争原理が働き、公平性が担保されるとともに、そのことにより緊張感が生まれ、現事業者からの提案がより洗練されたものになると考えられる。このため、引き続き指定管理者制度を活用し、公募により選定を実施することが望ましい。</p>	

6. 指定管理者制度導入の理由

総合的に良好に管理できているとの評価されており、また指定管理料も横ばいで推移していることから、民間事業者のノウハウを活用した指定管理者の努力により適切な管理運営が行えている。

また、積極的な自主事業への取り組みや高齢者雇用等、指定管理者制度導入によるメリットも十分に表れている。

これらを総合的に考慮し、次期管理運営期間についても指定管理者制度を導入した管理運営を行うこととする。

7. 選定方法等

(1) 選定方法

選定は公募により行う。

理由：公募により選定を行うことで、他事業者との競争原理が働き、公平性が担保されるとともに緊張感が生まれ、現事業者からの提案もより洗練されたものとなることが期待されるため。

(2) 選定基準

世田谷区立地域体育館・地区体育室条例第10条第3項に定める選定基準に基づき、選定を行う。

①地域及び地区住民のスポーツ活動に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

②地域体育館等の効用を最大限に発揮させる運営を行うことができること。

③地域体育館等の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

8. 今後のスケジュール（予定）

令和2年4月 オリンピック・パラリンピック等特別委員会報告（選定）

5月 公募開始

5月～ 選定期間

9月 オリンピック・パラリンピック等特別委員会報告（選定結果）
第3回区議会定例会

令和3年4月 次期指定管理者による管理開始

世田谷区スポーツ・レクリエーション施設指定管理者選定委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
外部委員	入澤 充	国士舘大学法学部教授
	上岡 洋晴	東京農業大学地域環境科学部教授
	小海 隆樹	日本女子体育大学体育学部教授
	櫻田 淳也	東京女子体育大学体育学部教授
	奥島 萬里子	総合型地域スポーツ・文化クラブ 「ようがコミュニティクラブ」 クラブマネージャー
内部委員	小野 恭子	人権・男女共同参画担当課長
	望月 美貴	若者支援担当課長